

学生モニター規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会員は、学生モニターと称する。

(目的)

第2条 岡山県に在住する高校生、専門学校生及び大学（院）生で30歳以下の者のうち、自衛隊の活動等に協力できる希望者を学生モニターに指定し、各種イベント、就業体験等を重点に案内し、イベント等への参加を通じ、若者の視点で自衛隊の広報活動に対する意見を広く収集し、今後の施策に反映させる。

(活動内容)

第3条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 広報資料（ホームページ、ポスター、チラシ）、SNSの発信情報等に対する学生モニター会議への参加
- (2) 自衛隊の各種イベント等への参加
- (3) 自衛隊岡山地方協力本部が実施するアンケートへの回答
- (4) 各人のSNS等による可能な範囲での情報発信

第2章 会員

(入会)

第4条 第2条の目的に賛同し、入会申込書の提出後、自衛隊岡山地方協力本部が承認した者を会員とする。ただし、高校生については、学校教諭及び保護者の同意を必要とする。

(任期)

第5条 1年を基準とする。ただし、継続を妨げない。

(退会)

第6条 会員が次のいずれかに該当する場合には、会員は退会する。

- (1) 会員が退会の申出をした場合
- (2) 会員が第2条の趣旨等に反する行為や、会員自身の異なる目的を達成するための行為をした場合

第3章 学生モニター会議

第7条 自衛隊岡山地方協力本部が次に開催する学生モニター会議に参加することとし、常に密接な連携が保たれるよう努めることとする。

(1) 開催月

年2回（9月、2月）

(2) 開催場所

自衛隊岡山地方協力本部会議室

（岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2階）

第4章 経費

第8条 学生モニターが第3条第1号及び第2号に定める活動をするに当たり必要な経費は、自衛隊岡山地方協力本部が負担することを基準とする。

第5章 規約の変更

第9条 本規約は、必要に応じて変更する。

附 則

この規約は、令和6年4月5日から施行する。